

## 江戸城本丸女中法度の基礎的研究

福田, 千鶴  
九州大学基幹教育院

<https://doi.org/10.15017/4403304>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 63, pp.1-42, 2020-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 江戸城本丸女中法度の基礎的研究

福田千鶴

## はじめに

本稿は、江戸城本丸奥向奥方に奉公する女中に向けて制定された女中法度の基礎的研究をめざすものである。まず、江戸城の空間理解について説明すると、従来は江戸城を表・奥（中奥）・大奥という三つの空間にわけて理解してきたが、本稿では表側にある黒書院・白書院・大広間等によって構成される空間を表向、その奥側にある空間を奥向と理解する。さらに奥向の中が、將軍の常の居場所である御座間を中心とした空間と將軍の休息所や將軍本妻の御殿向を中心とする空間とに分かれ、前者を奥向表方、後者を奥向奥方と表記して区別する。いわゆる「大奥」は、本稿でいうところの奥向奥方になる。<sup>(1)</sup>

奥向奥方に関する法度については、錠口の外側の広敷向から切

江戸城本丸女中法度の基礎的研究

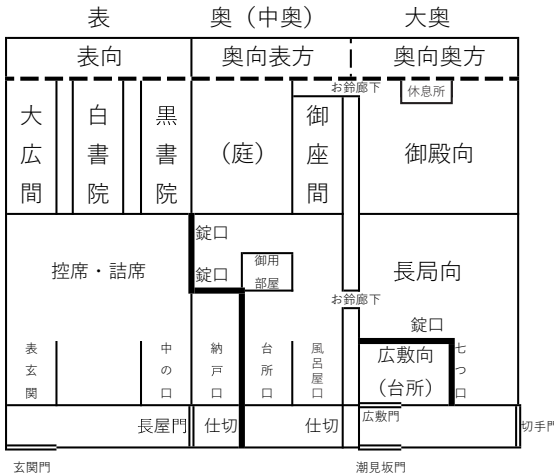


図1 江戸城概念図

手門にかけての空間に勤務する男性役人に向けて出された奥方法度が知られるが、これは別稿にて検討する。本稿では、奥向奥方に設置された錠口の内側（長局向・御殿向）で奉公した女中に宛てた法度―女中法度―を通時的に検討する。これら女中法度に関しては、『徳川禁令考』Ⅲに「後房女部」として十二の法度（一二七〇～一二八一号）が載せられており、翻刻史料として利用が可能である。そこで、本稿では『教令類纂』初集・二集で「大奥之部」に採録された七法令に限って第二節でとりあげる。検討から外した五法令は火の用心等の個別的法度であり、そうした簡易な取り決めはこれら以外にも諸記録にまだ散見されるため、別の機会に補遺編として改めてまとめたい。

さて、江戸城本丸奥向奥方、いわゆる「大奥」の主人は將軍の本妻たる御台所<sup>みだいどころ</sup>であると説明した文献もあるが、二代將軍徳川秀忠の本妻浅井江（崇源院、一五七三～一六二六）が生存していた近世初期を例外として、「大奥」における第一の主人は將軍―男性―だった。よって、將軍付の女中が「大奥」の実権を握っており、御台所付の女中はこれを補完する立場にあった。そこで、本稿では女中法度の分析に入る前に、女性を主人とする屋敷における広敷向役人に向けた奥方法度について検討し（第一節）、これを参照しつつ、第二節で女中法度の展開を考えていきたい。

### 一、女性を主人とする屋敷における奥方法度

奥向の空間は男性を中心として運営される表方と女性を中心として運営される奥方とに分けられており、男女の役割分担のもとに運営されるジェンダー構造を有していた。ただし、奥方は女性のみによって運営されたわけではなく、奥方の所用は錠口の外の広敷向に勤務する男性役人を通じて外部との交渉がなされたし、その際には男女の接触は避けられなかった。さらに、必要に応じて女中が外出する場合や外部からの来客もあった。そのため、奥方の出入り口を監視し、男女の出入りを厳しく制限・管理する方法でジェンダー構造が維持された。これは江戸城だ

けではなかったから、近世武家社会に広く備わったジェンダー構造だったとみなされる。こうした構造を必要とした第一の理由として、近世武家社会が世襲制であり、男系の血統維持に努めなければならなかったという問題があった事情は容易に指摘できる。しかし、世襲制は近世に特有の相続制度ではなかったから、なぜこれほどまでに近世武家社会ではジェンダー区分を厳格にしたのか、という近世特有の条件を明らかにしていく必要がある。

その観点から、本節では女性を主人とする屋敷の奥方法度を対象とし、主人の性別差によって奥方法度に違いがあるのかどうかを検討したい。言い換えれば、徳川将軍家に関係する女性を主人とした奥向のジェンダー区分が、男性を主人とする江戸城本丸奥向と比較してどのような差異があったのかという問題を検証する。以下、『教令類纂』初集「御住居部、附比丘尼所之壁書」に所収された法度を分析するが、5のみは『教令類纂』初集「大奥之部」に所収されている。【出典】は成立年の早い史料から引用し、別本のあるものはその情報を示し、丸カッコ内には当該史料がさらに典拠とした史料を補記した。加えて、【解説】および【人物・用語】を付した。なお、各法度の条文の最初には、利便のために丸囲み数字を置いた。

## 1. 寛永三年六月二十六日付奥方法度

定

- ① 一、たい所よりおくへ、十よりうへのおとこ、一切出入すへからさる事、
- ② 一、女出入の事、つほね書付を筑後守所へつかハし、ちくこ手形を以て出入すへき事、
- ③ 一、出家并陰陽師たい所へ一切入ましき事、
- ④ 一、扶持人之外、医師むさと入へからさる事、
- ⑤ 一、礼を申ものあらは、筑後守を以て申、并おもてむきの使在之時は、これ又筑後守を以、つほねまで可申事、

- ⑥一、諸商売人并むさとしたるもの、つほねかたへ入ましき事、
  - ⑦一、はしりこみの女か、へをくへからざる事、
  - ⑧一、わつらひのうち、みまひの衆、一切停止事、
  - ⑨一、そうしてをくよりの用の事、としよりたる女ともをつかひたるへし、その外のもの一切むようの事、
- 右、此むねをまもるへきもの也、

寛永三年六月廿六日

御黒印

【出典】『東武実録』

別本・『教令類纂』（東武実録）

【解説】

寛永三年（一六二六）六月二十六日に二代將軍徳川秀忠の三女勝が江戸城本丸大奥を出る際に、新居となる屋敷の奥方法度として発令された。元和九年（一六二三）に秀忠の世嗣家光が三代將軍を襲職していたが、出典の『東武実録』では「公ノ御娘」が別邸に移る際に出された条目と説明する事から、「御黒印」は秀忠のものであり、秀忠によって出された法度と理解しておく。勝が婚姻した松平忠直は元和九年に豊後萩原に配流となり、慶安四年（一六五二）に同地に没したが、勝は寛文十二年（一六七二）に死去するまで「高田様」と称され、院号等と呼ばれる事はなかった。よって、勝は忠直の配流後に離縁していたと考えられ、その後も再婚せず寡婦として余生を過ごした。その死に際して、林鶯峰は勝の人物像を「斯人少而寡、守節不妄言、有貞女之風、今年七十余云々」と評した（『国史館日録』）。若くして寡婦となった勝が、節度を守り、妄りな言動をせず、貞女の風があったと記している。秀忠は娘の貞節を守らせるための必要条件として、この奥方法度を定めたといえよう。

江戸城本丸奥向奥方の広敷向に勤務する男性役人の勤務規定である奥方法度は、元和四年（一六一八）に五か条が発令されたのを始めとして、元和九年には九か条に増やされ、基本的な内容が整えられる。それとの比較を表1に示した。

元和九年令第一条では、のちの広敷番の頭に相当する三人（竹尾四郎兵衛・寛助兵衛・松田六郎左衛門）が交替で夜詰をし、奥方法度の違反者を留守居に言上するように規定されたが、本法度ではそれに該当する条項がない。三人に相当するのは筑後守だが、夜詰規定

表1 奥方法度の比較

	元和9年 (1623)	寛永3年 (1626)
1	①御台所御法度之儀、竹尾四郎兵衛・寛助兵衛・松田六郎左衛門、三人一日一夜相詰、諸事善悪之儀可申付、若背御下知不屈のもの有之者、無用捨可有言上、令遠慮於不申上者右三人可為曲事、	
2	②御門出入之事、手判なくして女上下ともに通すべからず、従晩六ツ過候ハハ、たとひ手判有之とも、通すべからざる事、	②女出入の事、局書付を筑後守所へ遣わし、筑後手形を以て出入すべき事、
3	③御局より奥へ男出入有べからざる事、附、奥方へ御普請・掃除以下、万事御用之時ハ右三人召連可參事、	①台所より奥へ、十より上の男、一切出入すべからざる事、
4	④出家・社人者、表の御台所迄相越、右三人に可申談事、	③出家并陰陽師、台所へ一切入まじき事、
5	⑤驢庵・延寿院道三、此三人者、奥の御台所迄祇候あるべし、此外之医師は御用次第、四郎兵衛・助兵衛・六郎左衛門方より可召寄事、	④扶持人之外、医師むざと入べからざる事、
6	⑥大名衆より使者之事、この以前奥の御台所まで参つけ候、使者は御寄付迄参り、右三人に可申理事、	⑤礼を申者あらば、筑後守を以て申、并表向の使在之時は、これ又筑後守を以、局まで可申事、
7	⑦町人之儀、後藤源左衛門・幸阿弥二人之者、御用次第奥の御台所迄参べし、其外の職人も御用之事あるにおゐては、三人より可召寄事、	⑥諸商売人并むざとしたるもの、局方へ入まじき事、
8	⑧はしりこみ女之儀、一切御停止事、	⑦はしりこみの女かハへをくべからざる事、
9	⑨総じて奥より御用之事、小大夫・おきやく・をく三人を以、可被 仰出、其上四郎兵衛・助兵衛・六郎左衛門可申付事、	⑨総じて奥よりの用の事、年寄たる女ともをしいたるべし、その外のもの一切無用の事、
10		⑧煩いのうち、見舞いの衆、一切停止事

が本法度ないとすれば、筑後守は勝の屋敷内に常住していたのかもしれない。同屋敷の坪数は、延宝九年（一六八一）に越後騒動で松平光長が改易された際の記録では、八千二百四坪二合九勺となっており（『上越市史』別編5藩政資料一）、広大な敷地面積であった。

①では台所（広敷向）より奥へ十歳より上の男の出入りを禁じた。元和九年令では一切の出入を禁じていたが、万治二年（一六五九）には七歳までを可とし、貞享二年（一六八五）には九歳までと定められて、以後は九歳が定着する。よって、幼少男児の出入りに関しては、寡婦屋敷の方がやや緩やかだった。

以下、②女の出入は局の書付を筑後守の所へ遣わし、筑後守の手形により出入りを許可する事、③出家并陰陽師といった宗教者が台所（広敷向）へ来る事の禁止、④扶持人以外の医師の出入禁止、⑤勝への礼は筑後守を通し、表向からの使者も筑後守から局まで連絡して通す事、⑥諸商売人を局方（長局向）へ入れる事の禁止、⑦走り込みの女を抱える事の禁止であり、広敷向役人の長とみなされる筑後守（男性）と御殿女中の長とみなされる局（女性）が連携して男女の出入りを管理する基本構造は、江戸城奥向奥方における方式と大差はない。なお、⑧で勝の病気が見舞を一切停止した事は特徴的な条項となる。⑨では奥の所用は「年寄たる女」を使うようにと命じられた点で、「年寄」「老女」といった職制のもとで運営されていたわけではなく、年老の者といった程度の職掌のもとで女中が奉公していた状況がわかる。

【人名・用語】

徳川勝 徳川秀忠三女。慶長五年（一六〇〇）五月十二日誕生（一説、慶長六年）。同十六年九月五日に松平忠直（徳川家康次男結城秀康の長男）と婚姻、越前北荘に入興。元和九年（一六二三）三月に忠直が豊後萩原に配流されると、江戸城本丸大奥に三子（光長・亀・鶴）とともに移り住んだ。寛永元年（一六二四）に光長は越後高田二十五万石に移され、勝は「高田様」と称された。寛永三年に光長（十二歳）は麴町邸、勝は川田ヶ窪邸

に移り、寛文十二年（一六七二）二月二十一日に勝は同地において没した（『徳川諸家系譜』四）。

たい所 台所 広敷向の男性役人が勤務する空間。

つほね 局。勝付の筆頭老女。不詳。

筑後守 『徳川実紀』では「執事」とするが、不詳。ちなみに、勝が死去した際には、勝の願いにより津田宇右衛門一英の嫡子内記可敬が幕府書院番に召し出されており、一英が勝の側近くに仕えていたとみられる。一英の父満正は豊臣秀頼に仕え、大坂の陣後に一英の母（斯波統銀の娘）が崇源院（秀忠本妻）に仕え、のち勝付となり、一英も勝に仕える事になり、越前に移り住み、のち勝付の家老となった。ちなみに、可敬の孫娘（葛・千穂）は十代將軍家治に仕え、世嗣家基（早世）の生母となり、天明六年（一七八六）九月二十九日より蓮光院を称し、寛政三年（一七九一）三月八日没した。享年五十五（『寛政譜』一三三八、二〇一―一八三）。

## 2. 寛永五年正月二十六日付奥方法度

條々

- ① 一、万事、おく方之儀、新太郎いへのはつとにまかせ、あひそむくへからさる事、
- ② 一、女上下ともに、一せつ出すへからす、ようしよあるときハ、その用のしなをあらため、つほねてはんに、新太郎よりつけをき候ものどものうらはんにて出すへし、くれ六すき候ハ、たとひ手はんありとも、とをすへからす、たゝし、きう（急）のようあるときは、かくへつの事、
- ③ 一、はしりこみの女ちやうししの事、
- ④ 一、火のやうしんかたく申つくへき事、
- ⑤ 一、おくかたいろりの事ゆるしの外、一せつあるへからさる事、

右このむねをあひまもるへきもの也、

寛永五年正月廿六日

小笠原縫殿助とのへ

【出典】『東武実録』

別本・『教令類纂』（東武実録）

【解説】

寛永五年（一六二八）正月二十六日に、徳川秀忠の長女千と本多忠刻（播磨姫路）との間に生まれた勝を大御所秀忠の養女とし、池田新太郎光政（因幡鳥取）に嫁がせる際に出された奥方法度。「御黒印」等の記述はないが、秀忠の養女に関わるものなので、法度の制定主体は秀忠とみなされる。この時、勝に附属された小笠原縫殿助長房に宛てて出された。①で、奥方については池田家の法度を遵守するようにと規定され、嫁ぎ先の家の作法に従うよう指示した点が注目される。

以下、②女の外出を禁止、所用がある場合は局の手判および池田家側から付けられた者の裏判を取り、夕刻六時（午後六時頃）を過ぎれば手判があっても通行不可とするが、急用の場合は格別とする、③走り込みの女の禁止、④火の用心、⑤許可者以外の囲炉裏の使用禁止、であり、基本的に江戸城の奥方法度と大差はない。なお、江戸城本丸奥方法度の元和四年令で夕刻六時だった出入り禁止は、万治二年（一六五九）から申刻（午後四時頃）に早められ、以後、申刻で定着する。また、火の用心は慶安三年（一六五〇）の西丸法度から条文に採用されるようになる。

【人名・用語】

池田新太郎 光政（一六〇九〜八二）。元和二年（一六一六）に八歳で遺領を継ぐが、翌三年に因幡鳥取三十二万石に移された。同九年に従四位下侍従に叙任され、光政と改めた。寛永三年（一六二六）に少将となり、同五

年に秀忠養女勝（秀忠の外孫、本多忠刻と秀忠長女千の娘）と婚姻した（『寛政譜』二二六三、五一四八）。本多忠刻が寛永三年に没すると、千は天樹院（天寿院とも）を号し、勝とともに姫路から江戸に移り住んだ。屋敷は三の丸にあり、北の丸には中屋敷があった。一方、池田家の上屋敷は大名小路の和田倉門付近にあった。勝は光政との間に長男綱政と奈阿・輝・富幾・佐阿の四女が生まれたとされ、延宝六年（一六七八）十月七日に没した。享年六十一（倉地克直『池田光政』ミネルヴァ書房、二〇一二年）。

小笠原縫殿助 長房。はじめ北条氏直に使え、小田原の陣後は氏直とともに高野山に赴き、文禄元年（一五九二）に父康広とともに家康に對面して御家人となり、慶長元年（一五九六）に武蔵多摩郡内にて三百五十石を得て、関ヶ原合戦、大坂の陣にも従い、元和九年（一六二三）に大番組頭となり、寛永五年（一六二八）に勝付として池田家に出向し、下総香取郡内で二百石を加増され、同二十年十二月七日に致仕し、明暦元年（一六五五）六月六日に没した。嫡子長真は元和九年より大番、寛永九年より小普請奉行を勤めており、池田家には出向していない（『寛政譜』一九三、四一―一一）。

### 3. 寛永九年十一月三日付奥方法度

條々

- ① 一、万事おくかたの儀、高松殿法度にまかせ、あひ背くへからざる事、
- ② 一、女上下によらず、用なくしてむさと出入有へからず、出候はてかなハさる時ハ、つほね并落合善右衛門さしつを以、出すへき也、
- 付、はしりこみの女ちやうしの事、
- ③ 一、火のようしんかたく可申付事、

右、此旨をあひ守へき者也、

寛永九年十一月三日

御黒印

【出典】『東武実録』

別本・『教令類纂』（東武実録）

【解説】

寛永九年（一六三二）十一月三日に松平光長（越後高田）の次女鶴を家光養女とし、九条忠象に嫁がせる際に出された奥方法度。寛永七年に姉の亀が京都の高松宮家に嫁いでおり、①で高松宮家の法度に従うようにと取り決めた。嫁ぎ先の九条家ではなく、親王家の法度を遵守するよう命じた点が注目される。以下、局と落合善右衛門が連携して女の出入りを管理し、走り込みの女を抱える事の禁止、火の用心を命じた点は、2と同様である。

【人名・用語】

高松殿 高松宮好仁親王（一六〇三～一六三八）。後陽成帝第七皇子。寛永二年（一六二五）に高松宮家を創立した。寛永七年十一月に松平忠直の長女亀（入興後は寧子）が秀忠の養女となり、好仁に嫁いだ。寛永十五年に好仁が死去すると、亀は落飾して宝珠院と号し、承応二年（一六五三）冬に越後高田に移住し、幕府より米五百俵、越後松平家からは二千石を給与され、延宝九年（一六八一）正月十七日に没した。享年六十五（『徳川諸家系譜』四）。

松平鶴 松平忠直と徳川勝（秀忠三女）の次女として元和四年（一六一八）六月六日に越前北庄で生まれた。寛永九年（一六三二）に家光養女として九条忠象（道房）に嫁ぎ、寛文十一年（一六七二）九月十九日没。享年五十四（『徳川諸家系譜』四）。

つぼね 鶴付の奥女中筆頭とみられるが、不詳。

落合善右衛門 2から類推すれば婚家の九条家側から付けられた者の可能性が高いが、延宝三年(一六七五)頃の「松井平越後守三位中将光長家中并知行役附」では「大小性番大番組」に三百石で配置され、「越後高田惣家中知行并役附」では「大番頭村田団右衛門組」三百石となっており、鶴の死後に越後松平家に仕えた事が確認できる(『上越市史叢書』5 史料集・高田の家臣団)。

#### 4. 万治二年六月付雉子橋比丘尼所壁書 定

- ① 一、他所之男子十歳よりうへハ、内長屋門之内え一切入へからざる事、
  - ② 一、外かふ(冠本)き門より内、長屋の間へは諸商人可入之、并親類縁者又は使呉服屋など来るときは、卯之下刻より申之下刻までハ改之、会所口迄通すへし、番之者出合、召仕之女罷出、用所等可申次事、
  - ③ 一、人宿一切仕へからず、惣して一夜のとまりもいたさせ申間敷事、
  - ④ 一、三人の比丘尼衆、門之外え罷出候儀ハ、祖心・あふミ・岡野・おさし、此四人え申ことハリ、其返答次第たるへき事、
  - ⑤ 一、暮六ツ以後、しまり土戸三人之番之ものおもてよりし(疑)やうをおろすへし、但急用之ときは、不自由に無之様に断次第可仕事、
- 右條々、可相守此旨、若猥之輩在之におみては、番之者申断、其趣有体に酒井紀伊守・本多美作守・伊澤隼人正・北条右近太夫え可申達、自然於隱置は、番之者可為曲事者也、

万治二年六月日 奉行

【出典】『武家殿制録』二七三

別本…『憲教類典』『教令類纂』（十三本御制法・慶録記・慶延令条）

【解説】

万治二年（一六五九）六月に雉子橋の比丘尼屋敷に高札が建てられた。①十歳より上の男子は屋敷の内側の仕切りである長屋門内へ一切入れてはならない、②外側にある冠木門から内側の長屋門の間に商人は入ってもよいが、親類・縁者や使呉服屋等は卯之下刻（午前七時頃）より申之下刻（午後五時頃）まで改めたくえで会所口までは通してよい、番の者が立ち合い、召仕の女が出てきて用所等を取り次ぐ事、③屋敷内では一切宿泊禁止、④三人の比丘尼が門外に出る時は本丸の女中四人（祖心・近江・岡野・さし）に断り、その返事次第に許可する事、⑤暮六時（午後六時頃）以後は締めり土戸を三人の番人が表側より錠をおろすが、急用時に不自由がないようにする事、とされ、以上に違反する者がいれば番人に断り、留守居四人（酒井・本多・伊澤・北条）へ伝え、隠した場合は番の者の曲事とする、と命じた。

屋敷の主人である比丘尼三人とは家光死後に出家した側妾（中臈）とみられるが、屋敷は冠木門、長屋門、締めり土戸によって出入りが厳重に管理され、夕刻には錠がおろされた。外出は認められていたが、江戸城本丸の將軍家綱付女中四人の許可が必要であった。つまり、本丸の外に屋敷があったとしても、基本的には江戸城本丸奥向奥方の管理下に置かれていたとわかる。

【人名・用語】

雉子橋 近世前期には大炊頭橋と一橋門と間にある橋で、橋を渡った城側に雉子橋門（櫛形）があり、その左手

は松平伊豆守信綱の屋敷、右手は平川門と竹橋の間に内藤伊賀守忠重の屋敷があった（「武州豊島郡江戸庄図」）。

正保元年（一六四四）の「江戸大絵図」（東京都立中央図書館蔵）では内藤家の屋敷地は空白となっており、お

そらくこの場所に比丘尼屋敷があつたと考えられる。

比丘尼三人 家光の側妾(中臈)で万治二年(一六五九)六月に生存しているのは、「幕府祚胤伝」によれば、長男家綱の生母宝樹院(増山楽)、三男綱重の生母順性院(藤枝夏)、四男綱吉の生母桂昌院(本庄玉)、五男鶴松の生母定光院(青木里佐)、永光院(六条万)、芳心院(多門琴)の七人だが、この内、宝樹院・順性院・桂昌院の三人は、生母として各屋敷に居住したため該当しない。

表2は、慶安元年(一六四八)三月五日に家綱の中剃始めの際に祝儀を受けた者と同

表2

	慶安元年(1648)	慶安4年(1651)	23	祖心	g	酒井日向守内義	
1	やち	13	宝樹院御方	24	おたあ	h	岡部なあ
2	あふみ	8	天樹院御方	25	からはし	i	堀清徳院
3	御乳の人	9	高田御方	26	おなつ	j	宮城越前守内義
4	刑部卿	12	中丸御方	27	おまさ	k	天寿院殿ノなか尾
5	おさし	10	清泰院御方	28	おたま	l	保ノそうゑ
6	おとめ	11	千代姫君御方	29	おりさ	m	にく
7	惣女中	26	おなつ	30	伊勢上人	n	やす
8	天樹院御方	28	おたま	31	公方様惣女中	o	めなしちやう
9	高田御方	a	梅小路	32	御袋御方惣女中	p	清雲院
10	青泰院御方	b	おまん	33	酒井河内守母義	q	中丸つほね
11	千代姫君御方	29	おりさ	34	戸田左門内室	r	尾張の、むら
12	中丸御方	27	おまさ	35	酒井河内守	s	加賀いわき
13	大納言様御袋之御方	23	祖心	36	戸田左門	t	本丸宇治
14	刑部卿	20	こわ	37	酒井紀伊守	u	長松殿小倉
15	あせち	21	ひこ			v	同所御乳
16	大上臈	19	しゆりん			w	徳松殿こやま
17	小上臈5人	15	あせち			x	同所御乳
18	長野	30	伊勢上人			y	鎌倉えいしやう寺
19	しゆりん	d	尾張せいしやう院			z	御梅の御かた
20	こわ	22	まし山			36	戸田左門
21	ひこ	e	松平和泉守母義			34	同人内義
22	まし山殿	f	牧野内匠頭内義			37	酒井紀伊守

注1)「江戸幕府日記」より作成

注2) 慶安元年の通し番号(数字1~37)を慶安4年の通し番号と対応させ、対応しない者にはa~zの番号を付した。

四年八月二十一日に家綱が將軍宣下を受けた際に祝儀を受けた者の奥向関係者の一覽である。27のおまさは、家光次男亀松を正保二年（一六四五）二月二十九日に生んだが、亀松は同四年八月四日に早世した。そのためか、「幕府祚胤伝」等で名を確認できないが、家光死後も側妾の地位にあった事がわかる。表2の記載順からは「おまん・おりさ・おまさ」の三人が比丘尼に該当するようにみえるが、万（永光院）は明暦三年（一六五七）の大火後は中丸（家光本妻鷹司孝子）とともに小石川無量院へ立ち退き、その後も同地に逗留したとされ、正徳元年（一七一）十月十一日に没し、無量院に葬られたという。そのため、該当しにくい。表2には家光晩年の側妾である芳心院が含まれていないが、三人の比丘尼は、まさ（養春院）・りさ（定光院）・琴（芳心院）の三人と措定し、今後の検討に待ちたい。

会所口 召使の女が出て用を済ませるようにとあるので、江戸城本丸奥向奥方における七つ口に相当する場所と考えられる。

祖心 牧村古那（異説では、なあ・のう）。はじめ前田員知に嫁ぎ、のち離縁して慶長十三年（一六〇八）に町野幸和に再嫁した。孫娘の振が家光の長女千代を寛永十四年（一六三七）閏三月五日に生み、同十七年八月二十八日に没した。祖心は春日局の縁者でもあり、禅学に通じて家光の信頼も厚く、春日局の死後は奥向における重鎮としての役割を担い、延宝三年（一六七五）三月十一日に没した。享年八十八（福田千鶴『春日局』ミネルヴァ書房、二〇一七年）。同年七月十二日に、祖心が得ていた百人扶持は切米五百俵になおして、孫養子牧村犬松（直良、二歳）に与えられた（『寛政譜』一二六〇、一九一―一五五、『朝林前編』）。

あふみ 近江局（一六〇四―一六七〇）。能瀬頼次の娘。能勢長右衛門頼資の妻。正保四年（一六四七）に夫が死去し、慶安元年（一六四八）より家綱付「大奥御年寄」に召し出され、近江の名を与えられ、五百俵・十人扶持となり、承応二年（一六五三）には金六十両となった（『公儀日記』）。寛文四年（一六六四）六月二十八日に

切米五百石を増された。その際、老中三人（酒井忠清・阿部忠秋・久世広之）が列座し、申し渡された（『江戸幕府日記』）。同十年正月二十七日没（『略譜』『寛政譜』二七二、五一九九）。その後は、近江局が専管していた奉文発給を岡野・矢嶋の二人が担当し、梅・岡野・矢嶋・川崎の四人が大奥を管掌するように命じられたというが（『徳川実紀』寛文十年二月二日の条）、実際には寛文十年より梅・岡野・矢嶋の三人が老女奉文に署名するようになり、延宝二年（一六七四）頃からこの三名に川崎が加わった（『土佐山内家文書』）。

#### 岡野

初め乙女<sup>おとめ</sup>。医者の坂民部卿法印洞庵の娘。寛永五年（一六二八）より家光に仕え、同十八年より家綱付となった（『寛永諸家系図伝』）。承応二年（一六五三）二月二十七日には「岡野御局」は切米四十石（十四石加増）となった（『公儀日記』）。寛文四年（一六六四）六月二十八日には三百俵を増され（『江戸幕府日記』）、延宝四年（一六七六）七月十四日没（『寛政譜』二九九、五一二六五）。「女中御年寄おかの今朝死去、日頃腫物ト云々」（『朝林前編』）とある。

おさし 矢嶋。先祖の八嶋氏は、木曾義仲の末流にして、近江八嶋に住したという家伝を称する。夫豊田清左衛門の死後、「大奥」に仕えた。筋目を調査された上で、娘とともに召し出されたという。寛永十八年（一六四一）八月に家綱誕生時に「御さし」（乳の人）となった。承応二年（一六五三）二月二十七日に金六十両を給与され、慶安三年（一六五〇）家綱とともに西の丸に移り「御年寄」となり、矢の字を与えられ「矢嶋」と称した（『略譜』『寛政譜』一二二九、一八一四一八）。ただし、本法令が出された万治三年（一六五九）でも「おさし」とある点は注意を要する。寛文四年（一六六四）六月二十八日に「矢嶋」は三百俵を増された（『江戸幕府日記』）。延宝五年（一六七七）に病死し、矢嶋に与えられていた合力米三百俵の内、二百俵を養子三左衛門義充、百俵は菩提寺の南泉寺（新堀村）に与えられ、翌年四月二十七日に南泉寺は家綱に拝礼した（『朝林前編』）。酒井紀伊守 忠吉（一五八九〜一六六三）。秀忠に仕え、慶長十年（一六〇五）に裏門番となり、加増され計七千

石、馬上同心六人・徒同心四十人を預けられる。元和六年（一六二〇）に従五位・和泉守に叙任。寛永元年（一六二四）より父忠利が老齢に及んだので「大留守居役」の見習いを命じられ、同十一年留守の事を預かり、関所および諸家の人質を奉行し、旗本八十騎を附属され、与力十騎・同心五十人を預けられる。万治二年（一六五九）七月二十三日に致仕（『寛政譜』六四、二一三六）。なお、和泉守から紀伊守への改名時期ははっきりしないが、正保元年（一六四四）九月から翌二年九月の間と特定できる（『徳川実紀』）。

本多美作守 忠相（一五九九～一六八二）。秀忠に仕え、元和六年（一六二〇）に従五位下・美作守に叙任。寛永九年（一六三二）書院番頭、同十年加増され、計八千石、与力十騎・足軽二十人を預けられる。明暦二年（一六五六）正月十二日に留守居に転じ、寛文十年（一六七〇）九月十一日に辞任（『寛政譜』六八五、一一一三五）。伊澤隼人正 政信（一五九五～一六七〇）。秀忠に仕え、小姓、元和六年（一六二〇）に従五位下・隼人正に叙任。

書院番組頭、書院番頭へと進み、慶安三年（一六五〇）九月三日より西の丸勤務、承応三年（一六五四）七月三日に留守居に転じた。寛文九（一六六九）年二月三日辞職（『寛政譜』一七一、三一二九八）。

北条右近大夫 氏利（一六〇四～一六七二）。秀忠に仕え、書院番、寛永七年（一六三〇）に従五位下・右近大夫に叙任。書院番組頭、小姓組番頭に進み、慶安三年九月三日に西の丸書院番頭に移り、のち本丸勤務、万治元年（一六五八）三月二十一日に留守居に転じた（『寛政譜』五〇六、八一三〇五）。

## 5. 万治三年十月付中丸壁書

定

①一、御番之事、遠藤新左衛門・石川四郎左衛門・露木庄左衛門・鈴木甚右衛門、此四人壹人宛一日一夜相勤、万事可申付之、若不屈之族於有之ハ、其趣無用捨御留守居衆迄可申之、令遠慮於不申上は可為曲事、

②一、表土戸申刻以後不可出入、并切手番所無手形て一切不可通之、酉刻以後は縦手形雖有之不可通之、但、無抛子細有之、小督・増山・北村杵・岡本清左衛門より於相断は可通事、

③一、奥御台所え空・清左衛門・新左衛門・四郎左衛門・庄左衛門・甚右衛門、此六人之外、一切不可有出入事、

④一、医師之儀は、上池院・良以、此式人於參上ハ、杵・清左衛門并当番頭令同道、奥御台所迄可致參上、自然女中煩おもく、御台所え出候事不成時ハ、右之面々・医師致同道、女中へや迄可參事、

⑤一、奥方御普請有之節、奥え大工并人足相通時ハ、杵・清左衛門承届、指図之上、伊賀衆召連可參事、

⑥一、日光御門跡・毘沙門堂門跡・増上寺・伝通院・山王別当・同神主・知足院・金剛院より使僧參上之時ハ、杵・清左衛門・当番頭出合、番頭有之席迄女中罷出、挨拶可有之事、

⑦一、火之用心堅可申付之、相定燈之外、挑灯・ほんほりにて用事を叶へし、勿論大火をたかさるやうに、常々堅可申付事、

右条々可相守此旨者也、

万治三年十月日

右ハ中丸様御広敷張紙之写也、

【出典】『御当家令條』一六〇

別本…『憲教類典』『教令類纂』（十三本御制法・令條記・万天日録）、『徳川禁令考』Ⅲ・一二五六（教令類纂）

【解説】

『教令類纂』では、日下に「奉行」とある。本理院の屋敷の広敷向に張り出された条目。「幕府祚胤伝」によれば、本理院は万治三年（一六六〇）に東福門院（徳川和子、後水尾院中宮）に対面するため上京したとする。万治三年の本理院の動向は全くつかめないが、家綱からの例年の贈答すら確認できないので、江戸を離れていた可能性は高

い。寛文元年（一六六一）四月十一日には家綱から鶴を贈られており、在府が確認できる。京都から戻り、北の丸屋敷に再住するにあたり、屋敷条目を整える必要があり、本法度の制定になったのかもしれない。

内容は、江戸城本丸奥向奥方法度と同様である。『教令類纂』初集で「大奥」法度ではない。内容は、①広敷番の頭もたとみられるが、当時の本理院の屋敷は北の丸にあり、厳密には「大奥」法度ではない。内容は、①広敷番の頭もしくはそれに準じる四人（遠藤・石川・露木・鈴木）が一人宛一日一夜の交替で勤務し、不届者を留守居まで報告する、②表土戸は申刻以後の出入を禁じ、切手番所は手形がなければ一切通行不可、酉刻以後は手形があっても一切不可とするが、子細があれば小督・増山・北村杵・岡本清左衛門に断つて通す事、③奥の台所（広敷向）へ六人（北村・岡本・遠藤・石川・露木・鈴木）の外は一切出入を不可とする、④医師（上池院・良以）二人は、北村・岡本と当番の頭が同道して奥の台所まで参上し、女中の煩が重く、台所に出る事ができない時は、右の面々と医師が同道して女中部屋まで行く事、⑤奥方の普請で奥へ大工・人足を通す時は、北村・岡本が承届けて、指図の上で伊賀者を同行させる事、⑥日光門跡・毘沙門堂門跡・増上寺・伝通院・山王別当・同神主・知足院・金剛院などの宗教者の来訪は、北村・岡本と当番の頭が出合い、番頭の部屋まで女中が出て挨拶する事、⑦火の用心の七か条である。比丘尼屋敷と異なり、本理院の外出は一切想定されておらず、江戸城奥向奥方に住居していた状況と変わらない。そのためか、本理院付女中が本丸の将軍付女中の指示をおおぐような規定はない。一方、本理院の広敷番の頭と本丸奥向奥方の留守居が連携して屋敷内の出入りを管理する方式は同様であった。よって、屋敷の主人の男女差にかかわらず、男女の出入りは本丸同様に厳しく管理されていた事がわかる。

#### 【人名・用語】

中丸 鷹司孝子（一六〇二～一六七四）。三代將軍徳川家光の本妻。寛永元年（一六二四）に婚姻したが、同五年頃から病氣となり、本丸の奥向奥方を出て中丸に住んだため、中丸と称された。その後、正保（一六四四～四

八) 頃の「江戸大絵図」(東京都立中央図書館蔵)では北の丸の春日局屋敷跡に移っている。家光死後は本理院を号したとされるが、その後も中丸を用いる場合もあった。明暦の大火で屋敷を罹災し、永光院とともに小石川無量院に立ち退き、そこに逗留したとされるが、明暦三年(一六五七)正月に屋敷を再建して移っている。場所は、旧天樹院屋敷と特定されている(渋谷葉子「江戸城北の丸に暮した女性たち」『江戸城の考古学』千代田区教育委員会、二〇一一年)。寛文八年(一六六八)二月六日には小日向より出火し、小石川・牛込・代官町・雉子橋付近を焼き、飯田町に及んだ。本理院の屋敷も類焼し、火の手は江戸城大奥にも及んだ。同年九月十二日には本理院は新屋敷の造営がなり、「館林別墅」から移ったとあるので、右の間は綱吉の屋敷に逗留していたのだろう。延宝二年六月八日に北の丸屋敷に没した。享年七十三(『徳川諸家系譜』)。

遠藤新左衛門 信吉。家光の御徒に召し出され、組頭を経て、本理院付となり、中丸火の番、中丸広敷番の頭となる。寛文五年(一六六五)没(『寛政譜』一三四九、二〇一四〇)。

石川四郎左衛門 次綱。寛永六年に御徒となり、組頭を経て、中丸広敷番の頭となる。寛文三年(一六六三)没(『寛政譜』一二三二、一九一)。

露木庄左衛門 不詳。『徳川実紀』では広敷番の頭とする。

鈴木甚右衛門 庸久か。寛永四年(一六二七)より御徒を勤め、のち表火番をへて御徒目付となる。延宝八年(一六八〇)没(『寛政譜』一四九九、二二一三二)。「徳川実紀」では広敷番の頭とする。

小督・増山 本理院付女中。

北村奎(奎之助)・岡本清左衛門 『徳川実紀』によれば、「用人」「執事」とする。寛文八年(一六六八)に本理院が再建された屋敷に移った際には、「執事」白井平兵衛勝久に小袖四、北村奎・岡本清左衛門に小袖二宛が贈られた。延宝二年(一六七四)九月に本理院が没すると、遺言により「執事」北村奎之助が遺骨を高野山大徳

院に納めている。

## 6. 寛文八年九月付比丘尼所法度

條々

①一、他所之男十歳より上ハ門之内江一切入へからざる事、

②一、諸商人并親類縁者又ハ使の者など来る時ハ、奥江申入、断次第卯下刻より申下刻迄は通すへし、但、番之者出合、召仕候女罷出用所等可申次事、

③一、人宿一切仕へからず、惣而一夜泊もいたさせ申ましき事、

④一、式人之比丘尼衆、門之外へ出らる、儀は、祖心・あふみ・をかの・矢嶋、此四人へ申断、其返事次第たるへき事、

⑤一、暮六ツ時已後は、しまりの土戸式人之番之者、表より錠をおろすへし、但、急用之時ハ、不自由に無之様、

断次第明たて可仕事、

右條々、可相守此旨、若猥之輩有之ニおゐてハ、番之者申断、其趣有体に本多美作守・伊沢隼人正・北条右近太夫・瀧川長門守え可申達之、自然隠置ニおゐてハ番之者可為曲事者也、

寛文八年九月日

【出典】『教令類纂』(二)本御制法)

【解説】

基本的に4の雉子橋比丘尼屋敷に宛てた奥方法度と同じであるが、④に「式人之比丘尼」とあり、比丘尼が三人から二人に減っている。寛文八年九月には、二月の火事後に再建なった屋敷に本理院が移徙している。雉子橋比丘尼屋敷も同様に火災にあい、屋敷が再建された際に法度が実際に即して改められたのだろう。よって、万治二年(一

六五九)から寛文八年(一六六八)までに、三人の比丘尼の内一人(おそらく養春院)が没し、本丸奥向奥方女中の「おさし」が「矢嶋」へと改名し、留守居が酒井忠吉から瀧川利貞へと変更した点が書き改められた。

【人名・用語】

瀧川長門守 利貞(一六〇九〜一六七七)。秀忠に仕え、小姓となり、中奥に伺候し、寛永九年(一六三二)十二月二十日に従五位下・長門守に叙任され、同十六年書院番、慶安三年(一六五〇)小姓組組頭、さらに同組番頭、明暦二年(一六五六)書院番頭、寛文元年(一六六一)七月二十一日に留守居に進み、延宝四年(一六七六)二月七日に勤めを辞す(『寛政譜』四六六、八一三八)。

7. 寛文八戌申年九月付比丘尼所法度

定

- ① 一、不断火之用心見廻之、堅可申付之、并掃除之儀無油断申付、屋敷之内に前裁作るへからさる事、
- ② 一、両人之比丘尼衆より金銀衣類等一切受用仕へからず、勿論振舞給へからず、自然菓子・肴等は不苦事、
- ③ 一、他所之男十歳より上は門の内江一切入へからさる事、
- ④ 一、人宿一切仕へからず、惣而一夜泊もいたさせ申ましき事、
- ⑤ 一、諸商人并親類縁者又者使之者など来ル時は奥へ申入、断次第卯刻より申の下刻過迄は通へし、但、番之者出合、召仕の女罷出用所等可申次事、
- ⑥ 一、二人之比丘尼衆門之外江出らる、儀は、祖心・あふみ・岡野・矢嶋、此四人江申断、其返事次第たるへし、但、火事等之節者同道いたし罷出、落つき所迄送り届、其段御留守居江可申達事、
- ⑦ 一、暮六ツ時以後者、門に錠をおろすへし、但、急用之時ハ、不自由に無之様に、断次第明たて可仕事、

右、可相守此旨、猥之輩有之におゐてハ、番之者申断、其趣有体に本多美作守・伊沢隼人正・北条右近太夫・瀧川長門守え可申達之、自然隠置ニおゐてハ番之者可為曲事者也、

寛文八年九月日

【出典】『教令類纂』（十三本御制法）

【解説】

6と同年同月に出され、内容も③から⑦までは基本的な変化はない。①では、火の用心・掃除を心掛け、退避の際に障害となる前栽を作らない事、②では二人の比丘尼からの振る舞いを受けない事、が命じられた。⑥では比丘尼の外出はこれまで通りだが、火事の節に同道する場合は、落着場所まで送り届けて、その旨を留守居に連絡する事と、火事という緊急時の対応が明確にされた。要するに、従来通りの6を改定したのち、今回のような火事への対応策を規定しておく必要から、さらなる条文改定になったと考えられる。

【人名・用語】

兩人（二人）の比丘尼　養春院（成瀬まさ）・定光院（青木りさ）・芳心院（多門琴）の三人の比丘尼のうち、寛文八年（一六六八）段階で生存が確認できる定光院（一六七四年没）と芳心院（一六九一年没）か。養春院の没年は伝わらない。

以上のように、江戸城外における女性を主人とする屋敷であっても、基本的に江戸城本丸奥向奥方の延長線上に置かれ、男女の出入りを厳しく管理する法度が定められていた。特に將軍本妻の本理院の場合は、江戸城本丸奥向奥方法度とほぼ同様の規定のもとにあった事が判明した。ただし、他家に嫁いだ娘に関しては、嫁ぎ先の法度に従うようにとされた。こうした奥方法度は寛文八年（一六六八）以降には確認できなくなる。その理由は、右の経緯

からも法度の定式化が確認でき、以後は大きな変化もなく推移したため、あえて記録に残す必要がなくなったためと考えておく。

## 二、女中法度

本節では、江戸城本丸奥向奥方に奉公する女中の勤務規定として命じられた七法令を取り上げる。冒頭で説明したように、女中法度については『徳川禁令考』Ⅲでまとめられているが、第一節と同じく【出典】は作成の古い史料から引用し、別本としてその他の史料情報を示し、丸カッコ内に当該史料がさらに典拠とした史料を補記した。【解説】【人名・用語】も同様に付し、利用の便宜のために条文の最初に丸囲み数字を置いた。

### 1. 寛文十年二月二十二日付女中法度

條々

- ① 一、奥方上下共ニ、公儀之ためを第一ニ存、うしろくらき儀仕へからず、惣してほう（傍輩）はい中申合、悪しき儀ニ一  
味いたし、かたん仕へからざる事、
- ② 一、側近き奉公いたす輩、別して申合、あしく仕へからざる事、
- ③ 一、奥方法度のおもむき、何事ニよらすいさゝかも相そむくへからざる事、
- ④ 一、梅・岡野・矢嶋・川崎、此四人申渡儀、相そむくへからず、其外たれ人によらず、法度之旨申しきかするに  
おゐてハ、違背いたすへからざる事、
- ⑤ 一、万奥方の作法、他人は申におよはず、親類・縁者・よしミの者たりといふとも、一切他言仕へからず、以来

さきくよりあらはるゝにおゐてハ、急度くせ事ニ申付へき事、

⑥一、けんやくの事、かねて申出す通り、かたく相まもり、衣類并音信取かわし之儀、成程からくいたすへき事、

⑦一、女やくへ出る事、梅・岡野・矢嶋・川さき、此四人にうか、ひ、さしつしたひ日数を定、まかり出へし、  
みたりに有之におゐてハくせ事たるへき事、

⑧一、へやくへ親類・縁者の女、よひ寄る事、右四人に申うか、ひ、さしつにまかすへし、断なくしてみたりのと  
もからあらは、くせ事たるへき事、

⑨一、へやく火之用心、昼夜ともにゆたんなく申付へき事、

右條々かたく相まもるへし、もし違背之やからあらハ、科のおもきかろきにしたかひ、急度申付へき者也、

寛文十年二月廿木日

御黒印

【出典】『教令類纂』（十三本御制法）

別本…『徳川禁令考』Ⅲ・一二七〇（十三本御制法）。

【解説】

女中方の作法は、七歳より浅井江（崇源院、秀忠本妻）に仕え、寛永三年（一六二六）に江が死去した後は秀忠に仕えたという椿井きい（高德院・智慶、寛永七年没）が「おほせをかうふりて女中がたの作法を制す」とされる。江戸中期に真田増誉が著した『明良洪範』に「都て奥向の定法は、皆二位の局（稲葉福、春日局）の制作なりとぞ」と記されたため、大奥の制度を作ったのは春日局だとされているが、奥方法度が元和期に制定された点からして、秀忠の時代から次第に整えられたとすべきである（福田千鶴『春日局』ミネルヴァ書房、二〇一七年）。将軍・大御所秀忠の意向のものであったとはいえ、奥向奥方に奉公する女中によって自律的に規律が定められていた点は重要

だろう。そのような規律や法度が記録として残されていないのも、こうした規律が女性たちによって管理・運営され、外部に出なかつたためだろう。

これを前提に、女中法度として記録に残る法令は本法度が最初となる。寛文十年（一六七〇）正月二十七日に、將軍家綱の信頼厚い近江局が没した。二月一日には、これまで奥方からの奉文は近江局一人で担当していたが、以後は岡野・矢嶋の二人が担当し、奥方は年寄の梅・岡野・矢嶋・川崎の四人が担当するようにと命じられた。本法度は近江局没後の体制刷新を背景に、將軍家綱の「御黒印」により命じられた。条文内容からは、表向や奥向の男性役人の関与はうかがえない。③で奥方法度の遵守が命じられた点で、これまで広敷向の規定であった奥方法度は単に広敷向の男性役人だけでなく、女中も共有すべき法令として明確に位置づけられるようになったが、その他の条文では奥向奥方は老女四人により自律的に運営されているようにみえる。

しかし、こうした女中法度が表向の男性側の記録に残されたという点、また同日に出された次掲の2には老中連名の署名がある状況から類推すれば、本法度にも老中の関与があつたとみなされよう。よって、男性役人による女中の規律化（支配）への志向がここに始まつたと位置づけられる。

内容は、①で「公儀」を第一にし、悪事に荷担しない事、とされた。この「公儀」は表向の事柄というよりは、將軍Ⅱ家綱を中心にして私意をはさまず公共性を保つ態度を求めた条項と解釈したい。②では特に將軍の側近くで奉公する者に①の心得を命じ、③奥方法度の遵守、④年寄四人（梅・岡野・矢嶋・川崎）の命令に従う事、⑤奥方の事は一切他言してはならず、違反者は厳罰にする事、⑥儉約、⑦外泊は年寄四人の指図を受ける事、⑧部屋内へ女を呼び寄せる際も年寄四人の指図を受ける事、⑨火の用心、を定めた。

#### 【人名・用語】

梅 樋口信孝の娘。近江局の死後に年寄筆頭の地位に置かれ、承応二年（一六五三）二月二十七日に米五十石（三

十石加増)となった(「公儀日記」)。天和三年(一六八三)八月二十三日に没し、弟の左京信慶に上使三浦八兵衛が派遣され、銀百枚が与えられた(「朝林前編」)。信慶は明暦三年(一六五七)十月三日に家綱に初目見えし、祖母の名字である中条を称した。万治元年(一六五八)三月一日に粟米五百俵を与えられ、また梅の死によりその月俸の内二十口と金百両が信慶の妻に与えられたという(『寛政譜』一三九八、二一一九三)。なお、梅は家光側妾の永光院(六条万)や大上藤の梅小路(岩瀬文庫「將軍御外戚伝」によれば、後水尾院・後西院・花町院の長橋局として仕え、烏丸資忠と婚姻し、晩年江戸城奥向に仕えたとする)と混同されるが、表2からいずれとも別人であると判明する(a梅小路、bおまん、z御梅の御かた)。

川崎 祖父は織田信長の五男勝長の子正元で、尾張中嶋郡川崎庄に住んだため、川崎を名字とした。父はその子六郎左衛門正利。春日局の意向により、家綱の「乳人」として採用された。のち、川崎を称し、寛文四年(一六四四)六月二十八日には二百俵を加増された。家綱の死後は剃髪して真珠院と号し、貞享四年(一六八七)三月九日に病死した。川崎の娘は家綱本妻の高巖院(浅宮顕子)の大年寄外山となり、延宝四年(一六七六)八月の高巖院の没後は剃髪して溪心院と号し、元禄八年(一六九五)十月一日に没した。享年六十六。外山の養女(父は並河新五左衛門、母は川崎内蔵助正玄の娘)は、宝永四年(一七〇七)九月四日に「大奥御年寄」となり、同七年十一月七日に病气により辞職したが、宛行はそのままとされ、享保十一年(一七二六)十月九日に没した。また、その妹とされる浦尾(平山忠右衛門娘)も外山の養女となり、宝永四年九月に「御中臈」に召し出され、同六年に「若年寄」、享保二年正月七日に「御年寄」、明和六年(一七六九)に同役を辞し、安永三年(一七七四)八月二十一日に没した(国立公文書館蔵「溪心院文」「川崎系図」)。

## 2. 寛文十年二月廿二日付女中法度

條々

### ①一、万おもてむきの御用

大猷院様御條目并此度せいしの前書にも有之通、相まもられ、一切かまひ申さるへからず、もちろん御前江申上らる、儀もかたく無用たるへき事、

### ②一、御台様御為よきやうに万相心得らるへし、しかれ共、当座 御意に入、後にさ、はりになるへき事ハ、申上

らるへからず、もしさやうの人あらハ、老中江申さるへき事、

### ③一、諸大名・同内儀かた・公家・門跡・御はたものめんく・出家・町人、惣してたれ人によらず、御前にお

ひてとりなしたて、そしやうかましき儀相たのまれ申上さるやうに御そは近き面々へつねくかたく申渡さるへき事、

### ④一、世上之とりさた承り、諸人よしあしのうハさ、みために御前へ申上らるへからず、風せつにハひみきくあ

りて誠ハまれにて、大かたいつはりたるへし、此旨あとくの御条目にもくわしくこれある間、御そは近き衆へよくく申ふくめらるへき事、

### ⑤一、奥かたにて 御目見いたす女中、かねて御定之外かたく無用たるへし、もし、御目見いたさすして（は脱カ）かなさる

人あらハ、そのしたい老中まで内談之上、御耳にたてらるへし、たとひ御書たての内たりといふとも、御一門方 御目見の時ハ、前かと老中へうか、ひ申さるへき事、

### ⑥一、御前ちかき面々、つねく心をつけあるひハ酒にゑひミたれ、あるひは氣むらなるものあらハ、たれ人によ

らず、右四人まで有ていに申様によくく相ふくめらるへき事、

### ⑦一、奥かた役人之事、万よしあしをせんきいたされ、前かた老中へ内談ありて、御聞に立られ仰付らる、やうに

いたさるへき事

右条々かたく相守らるへし、もし違背のともからあらハ、御せんさくの上、急度くせ事に仰付らるへき者也、

寛文十年二月廿二日

但馬守判

大和守判

美濃守判

豊後守判

雅楽頭判

(於梅殿脱力)

岡野殿

矢嶋殿

川崎殿

【出典】『教令類纂』(十三本御制法)

別本…『徳川禁令考』Ⅲ・一二七一(十三本御制法)

【解説】

1と同日付で命じられた。①表向の御用は家光(大猷院)の條目と誓詞前書の旨を守り、一切関わってはならず、將軍家綱への言上は無用とする事、②御台(浅宮)の為となる事を心得て、問題人物がいれば老中へ報告する事、③諸大名・同内儀方・公家・門跡・旗本・出家・町人など、誰であっても家綱に取次ぎ、訴訟がましい事を頼まれなくてはならない。特に側近い者たちに厳命しておく事、④世上の風聞などを家綱に言上してはならない事、これも側近き者に厳命する事、⑤奥方で目見えをする女中は、規定通りにする事。もし、子細があれば、老中まで内談のう

えで家綱の許可を得る事、奥方に入る事を許された書立てに名がある人物であっても、「御二門方」が家綱に目見えをする時は、事前に老中に伺う事、⑥家綱の側近くにいる者で素行に問題があれば、誰であろうと年寄四人（梅・岡野・矢嶋・川崎）まで正直に伝える事、⑦奥方役人の善悪をよく詮議し、事前に老中へ内談した後に、家綱の聴聞に入れる事、これらに違反すれば厳罰に処す、と命じられた。

全般的に家綱の側近くにいる女中たちが、表向の人事に口をはさみ、あるいは奥方で家綱の意向を確認する内証行為を禁じ、問題があれば老中に連絡・報告するよう求めるものである。「大猷院様御条目」とは、家光が寛永十二年（一六三五）に將軍諸職直轄制<sup>③</sup>を導入した際に、国持大名の御用と訴訟は月番老中が將軍に取次ぐことを定めた際の一連の法令を指すと考えられる。要するに、家光期に確立した老中を介して將軍の許可を得る表向ルートが家綱期に形骸化しつつあり、これを是正するために奥向に対して釘をさすための規定が本法度であったと位置づけられる。なお、『徳川禁令考』では、宛所に「於梅殿」の名がある。

#### 【人名・用語】

おもてむき 表向 狭義には江戸城の表向に登城して將軍との儀礼を営む人々およびその従者たちを構成員とする集団に関わる事、と定義できるが、奥向奥方（「大奥」）からみた表向とは、表向のみならず奥向表方も含んだ範囲であるとも考えられる。

大猷院様 三代將軍徳川家光（一六〇四～五一、在位一六二三～五一）。

せいし 誓詞。この時のものは確認できないが、後掲の7を参照の事。

御前 四代將軍徳川家綱（一六四一～八〇、在位一六五一～八〇）

御台様 伏見宮貞清親王の皇女。浅宮と号す。明暦三年（一六五七）七月十日に江戸城に入興。延宝四年（一六

七六）八月五日没。享年三十八。高巖院。

但馬守・大和守・美濃守・豊後守・雅楽頭 各順に、老中土屋数直・久世広之・稲葉正則および大老阿部忠秋・

酒井忠清。

老中の職務は、月番老中はその月の御用一切を担当し、これとは別に「大奥御女中方御用、或ハ御馬御用御鷹御用、勝手方御用」などの個別御用や臨時御用（朝鮮通信詞御用、日光社参御用等）があった。また、老中の上座より「大奥女中方」の御用向を担当した（「柳営勤役録」）。老中が奥向奥方（「大奥」）の運営に関与し始める時期等の検討を課題として残すが、本法度が出された寛文十年に一つの画期があったと位置づけられる。

奥方役人 ①の表向とは別に立頂されている点から、広敷向役人の事を指すか。

### 3. 元禄十二年十月廿三日付女中法度

女中衆常々儉約を用い、奢りケ間敷儀無之様に可被致事、

①一、惣而祝儀取替等成丈軽くいたされ、たとひ御加増など被下候節も、祝儀返礼分限相応ニ随分軽くいたさるへき事、

附、寺社方江之寄進物又は法事等、かろくいたさるへき事、

②一、衣類めなれ候分は不苦候、度々結構ニ改めらるゝ事無用にいたさるへく候、拝領物は格別之事、

③一、惣而振舞等かろくいたさるへく候、月番あけ之振舞、無用にいたさるへく候、御普請杯之節、振舞無用にいたさるへく候、尤音信等いたさるましき事、

附、せいしにも被 仰付候通り、御奉公人肝いられ候節、親類・縁者たりといふとも、善悪之吟味鼻屑ケ間敷儀無之様、弥相守らるへき事、

卯十一月廿三日

【出典】『教令類纂』（大成令・令條留）

別本…『徳川禁令考』Ⅲ・一二七四（大成令）

【解説】

女中の儉約を命じたもので、祝儀の取り交わし、衣類新調、振舞について軽減する事とした。③の月番はどの役職に相当するのか不明だが、女中にも月番制度が導入されている状況が判明する。

なお、これに先立つ元禄九年（一六九六）八月二十八日に、老中土屋相模守政直と若年寄の秋元但馬守喬知が同道して「広敷」に行き、「大奥」に出された「条約」を持参して「老女」に渡したという記事がある（『徳川実紀』）。「人見私記」でも、「大奥エ条目出、相模守・但馬守同道持参シ、奥年寄エ相模守相渡ス」とあり、実際にそのような経緯があったとの裏付けがとれるが、法令の具体的な内容は確認できない。

#### 4. 正徳二年七月十五日女中法度

女中衆江越前守渡之、御留守居衆へ茂写二而認壹通渡之

覚

大奥ならひに御部屋方女中より表方御やく人江、しんるい・えんしや御役かへの儀、又は町人・しよく人御用達候儀を女中よりすくにたのみ候事これあり候やうに相きこへ候、向後一せつたのみ申ましく候、もしおもて御やく人江申と、け候ハてかなはさる用事これあるときハ、御留守居江申達し、御役人江は御留守居より申通し候やうにいたし申へく候、女中より直にたのミつかハし候事ハもちろん、御留守居をさしおき、外のむきよりのみ申つかハし候儀も一せつむようたるへく候、此以後相そむき候ものこれあり候ハ、きつと御きんみあるへきよし仰出され候、

右之趣、三丸、二丸女中も同様に堅く相守り可申候、以上、

辰七月

【出典】『教令類纂』（宝正令條・大成令）

別本・『徳川禁令考』Ⅲ・一二七五（大成令）

【解説】

大奥および御部屋付の女中が、表方の役人へ人事や商人の出入りにつき、直接仲介を頼む事を禁じ、どうしても届ける必要があれば必ず留守居を通し、留守居を通さなかった場合は糾問すると命じた。正徳二年（一七一二）十月十四日に六代將軍徳川家宣が没し、世嗣家継が四歳で七代將軍を襲封した。その代替わりにより人事刷新が進んでいた特別な時代背景があり、通達の形で伝達された法的拘束力の弱い命令であったとはいえ、大奥外の人事に女中が頻繁に口入をしていた状況に対して制約を加えたものである。これは2の方針を再度踏襲する内容であったが、2では老中が前面に出ていたのに対し、本法度では留守居を通すようにと規定された。享保十七年（一七三二）より残る『女中帳』（国立公文書館蔵）をみると、留守居から月番老中を通じて様々な奥向奥方の案件が將軍の決済を得るような意思決定ルートが定式化されている。奥方法度からわかるように、留守居は番方の責任者として近世初期から重要な立場にあったが、中後期には奥向での政治的意思決定における役割を浮上させている。その結果、内証ルートを通じて願いや伺いが出される際に留守居が重要な役割を担うように変化した経緯が想定され、奥向奥方の観点から留守居の役割を再検討していく必要がある。<sup>(4)</sup>

【人名・用語】

越前守 間部詮房（一六六六～一七二〇）。六代將軍家宣・七代將軍家継の側用人。

留守居 老中支配。役高五千石。大奥広敷・女中方・御殿向のすべてを管掌した。年老を積んだ者が任命され、

旗本の極官とされた（「柳宮勤役録」）。

御部屋方女中 家繼生母月光院（一七五二）付の女中。

表方御やく人 奥向表方の役職就任者と考えられる。

三の丸女中 三の丸には、綱吉の長女鶴と長男徳松の生母瑞春院（小谷伝）が、綱吉死後からその没する元文三年（一七三八）六月九日まで居住した。「江戸幕府日記」宝永六年（一七〇九）四月二十三日条に「三の丸御普請出来、瑞春院様御移徙」とある。よって、三の丸女中とは瑞春院付女中とみられる。なお、瑞春院の祖母が家綱生母宝珠院（増山楽）の母仙光院と姉妹の關係にあつた（「女中帳」）。瑞春院に家綱の縁者として位置づけがあつた点も、三丸居住という厚遇を得た理由の一つとして勘案される。

二の丸女中 二の丸には、綱吉養女竹（清閑寺熙定の娘、寿光院の姪）と綱吉側妾寿光院（清閑寺熙房の娘、大典侍）が居住していた。享保二年（一七一七）六月三日には、二の丸から三の丸下馬場先御用屋敷に移つた（「竹姫君様西丸下御屋敷江御移替付而、今日五ツ半過 本丸江被為 入（中略）寿光院殿は二丸今直二西丸下御屋敷江被移」。「江戸幕府日記」）。よって、二の丸女中とは、竹と寿光院付の女中とみられる。

## 5. 正徳三年付大奥長局常々修復住居替并疊替之覚

① 一、疊替前々より一年はさみに仕来候通、向後も弥一年はさみに可仕候、其うち勝手向・次通り・多門などハ見分次第、或ハ抜替、或は古表を用候様にも可仕候、但シ部屋替有之節ハ、只今迄ハ古く無之候とも、疊替仕候由に候得とも、此以後は部屋替二候とも見分之上、其儘にて不苦候ハ、表替二不及、定り候年数之通二替可申候、若其品ニより申渡有之時ハ格別たるへく候、尤無扨子細有之時は、伺之上可被申付事、

② 一、障子張替之儀、惣而部屋くゝの障子数を改め置、一年に壹度ツ、九月中に張替候様に可仕候、繕ひ又は切張

之分ハ女中手前くにて可仕候、部屋替に候共、張替に及間敷候、但し、其品ニより部屋替にて畳の表替も有之時は格別たるへく事、

③一、すたれ障子、夏むきハ格別ニ候間、只今之通りたるへく候、冷く成入用に無之時は、改候上、小細工奉行江相渡置、夏に至り望次第立させ候様ニ可申付事、

④一、置戸棚敷之儀、大年寄は四つ、五つ迄、中年寄より表使迄ハ三つ、四つを限り、御右筆・御次・呉服之間迄ハ二つ、三つ、御広敷・御三之間迄ハ二つ限り、夫より末ハ壱つ宛、御半下部屋ハ大勢寄合候間、部屋壱軒に式つ迄は可差置候事、

⑤一、台流、只今迄之通一部屋に壱つ宛たるへく候、損し候ハ、断次第仕直し相渡、尤古きと引替可申事、

⑥一、とうこの舟塵ため、右同前之事、

⑦一、釣棚は望次第只今迄之通たるへく候事、

⑧一、火燵・いろり一部屋に式つより多くハ可為無用候、尤火燵ハやくら共に可仕事、

⑨一、獅子口之儀、大方之あかり有之所ニは無用に候、別而明り悪敷由にて願にハ、見分之上、獅子口無之候ハて難成所を可申付事、

⑩一、引窓も右同前たるへき事、

⑪一、蠟障子ハ向後無用ニいたし油障子に可仕事、

⑫一、仕付け違棚之儀、大年寄ハ軽き仕形之違ひ棚は不苦候、其外之女中部屋には無用たるへき事、

⑬一、袋棚之儀、表使迄は只今迄之通壱つ式つ、此外呉服之間迄は壱つ宛ハ可申付事、

⑭一、置違い棚之儀、只今迄有来り候は、其通りニ候、向後願有之候共、新規に申付候儀ハ勿論、有来り候を修復いたし相渡候も無用たるへき事、

⑮一、薄縁相渡し候儀、大年寄拾式枚ツ、中年寄九枚ツ、御中臈・御小姓・表使七枚ツ、御次・呉服之間・御右筆・御持仏比丘尼・ござ五枚つ、御広座敷・御三之間・御末・火の番・御中居・御茶之間・御使番・御半下三枚ツ、右前々よりの定の通りにて、願に候ハ、一年に老枚宛ハ相渡可申候、尤願無之候ハ、相渡し申間敷候、但、部屋替又は無扱儀有之候ハ、其段吟味之上薄縁敷候ハて不叶所は可相渡候、其外は右之通たるへき事、

⑯一、屋根并樋もりとめ、又は樋新規掛替ともに見分之上可申付事、  
住居替并新規移り替共に

- 一、はめ抜替
- 一、口あけ替
- 一、戸障子付替
- 一、勝手向しつらひ
- 一、戸障子から紙ふすま望かへ并張替
- 一、天井程村紙張

【出典】『教令類纂』（令條留・正徳新令）  
別本・『徳川禁令考』Ⅲ・一二七六（教令類纂）

【解説】

俚約令の一環で大奥の女中の階層に従い棚や窓の仕様を規定し、畳替え・障子替え、簾障子の出し入れ、屋根の掛け替えに至るまで詳細が取り決められ

表3 正徳2年の大奥女中構造

役職	薄縁枚数
大年寄	12
中年寄	9
御中臈	7
御小姓	7
表使	7
御次	5
呉服之間	5
御祐筆	5
御持仏比丘尼	5
ござ	5
御広座敷	3
御三之間	3
御末	3
火の番	3
御中居	3
御茶の間	3
御使番	3
御半下	3

た。⑮では、女中の階層によって薄縁の支給数が定められたが、近世中期の江戸城本丸の女中構造の全容がわかる。家継はまだ婚礼前で本妻付の女中を欠くため、上臈御年寄・小上臈・介添といった上級女中の職名がない事情を考慮すべきだが、『徳川礼典録』を典拠とした職制と比較すれば、御広敷座敷から御半下までの下女系列の女中構造は同じであり、女中構造として固まっている様相がわかる。一方、御客応接・錠口・切手書といった役職はまだみえない。

【人名・用語】

薄縁うすべり 畳表に布で縁を付けた敷物。

とうこどうち 銅壺 銅製の器物。

6. 享保六年四月付女中條目

定

①一、女中文通之儀、祖父・祖母・父母・兄弟・姉妹・おちおは・甥姪・子孫迄にかきるへく候、然共此外文通これなくかなわさる子細これあり候ハ、そのたん、女中年寄衆迄断をたて申へき事、

附、宿さかりの節、親類出合之儀、同様たるへし、右何れも年寄衆にて吟味の上、帳面にしるしをき申さるへき事、

②一、宿さかりいたされ候女中ハ、親子を始、長局へよひよせ申ましき事、

但、ちかき親類の内、厄介これなく、部屋子にいたし度ものハ、其品年寄衆へねかひ候上、御留守居江相達、差図をうけ可申事、

③一、宿下りこれなき衆ハ、祖母・母・娘・姉妹・おは・姪、男子ハ九歳迄の子、兄弟・甥・孫、此分ハよひ寄せ

申へく候、とめ候てかなハさる子細これ有之候ハ、年寄衆江断をたて、御留守居へ相達候上、二宿にかきるへき事、

④一、長局へつかいの女、宿つかまつらせ申間敷候、とめおかすしてかなハさる子細これ有候ハ、年寄衆へ断をたて、御留守居へ相達、差図をうけ申へき事、

⑤一、衣服諸道具音信振舞事に至迄、随分おこりかましき儀これなく、惣而分限過たるしなにせ申ましき事、

⑥一、部屋くにて振舞事いたし寄合候とも、夜をふかし申ましき敷候、火の元のため二候間、急度相心得らるへき事、

⑦一、御紋附の御道具類、一切私用にかし申ましき事、

⑧一、長局へ出入候こせは、二人きわめおき申へき事、

⑨一、自分用として、御下男一切つかひ申ましき候、急成事これある節八年寄衆より御広敷番頭へ断の上、つかひ申へき事、

⑩一、めしつかいの女のうち、もし見届さるやうすのものハ、早々おきかへ申へく候、御城中大切の儀に候間、少之内も抱置申間敷事、

右ヶ條、堅相守、并誓詞前書の趣、相違無これなきやうに心かけらるへく候、其ためひたりにしるしおき候事、以上、

【出典】『憲教類典』

別本…『諸事留』九、『教令類纂』（令條録）『徳川禁令考』Ⅲ・一二七七（教令類纂）

【解説】

七代將軍家継が正徳六年（一七一六）四月晦日に八歳で没し、八代將軍吉宗がその跡を継いだ。吉宗は享保元年

(二七一六)十一月二十八日に奥方法度十八か条を制定し、家継嫡母天英院や家宣側妾法蓮院・蓮淨院付の広敷番の頭の地位を明確化させた。天英院は享保二年十二月十五日に本丸を出て西の丸に移り、御向奥方は吉宗付の女中たちによって再編されていた。享保六年には再度、奥方法度十七か条が制定された。天英院に関する条文が削除されたことと、これまで法令には人名が書かれていた所を役職名で書くように整え、以後、この形式が踏襲されていく。あわせて、本女中法度を定め、奥方女中の交流範囲を定め、江戸城内に入ることのできる親族を限定し、奥方女中が各部屋で使う男女の使用人に不審な点がないように具体的に命じている。女中法度も以後はこの形式が踏襲されたのか、新しい法度の制定は確認できなくなる。

## 7. 享保六年四月付誓詞前書

①一、御奉公の儀、実儀を第一に仕り、少も御うしろくらし儀いたすましく候、よろつ御法度之おもむき、堅相守申へき事、

②一、御為に対したてまつり、悪心を以申合いたすましき事、

③一、奥方之儀、何事によらず外様へもふし申ましき事、

④一、女中方の外、おもてむき願かましき儀、一せつ取持致ましき事、

附、御威光をかり、私のおこりいたすましき事、

⑤一、諸傍輩中のかげことを申、あるひ八人の中をかき候やうなる儀、つかまつるましき事、

⑥一、好色かましき儀は不及申に、宿下りの時分も、物見遊所へまいるましき事、

⑦一、めんく心のおよひ候ほとハ行跡をたしなミ申へき事、

附、部屋く火の元念入申つけへき事、

【出典】『憲教類典』

別本…『諸事留』九、『教令類纂』（令條録）、『徳川禁令考』Ⅲ・一二七八（教令類纂）

【解説】

江戸城に奉公する女中が提出を命じられた誓詞前書。本節2の法度の規定との類似性が確認できるため、2にある誓詞は同様のものと推定される。これらの誓詞は將軍の代替りのみならず、女中の採用や代替の際にも提出が求められていた。法度を命じるのではなく、女中に誓約させる形で規律を守らせた点に、この七か条が女中法度の心髄にあつたことをうかがわせる。なお、④で女中に関する願事以外が一切禁止されており、その点からいえば表向とは「男性の世界」という広い意味で理解する事もできる。

【人名・用語】

かけこと 陰事 悪口

以上のように、寛文十年（一六七〇）以降に女中法度が男性本位に定められるようになり、記録にも残されていくようになる。そこには、奥方にいる女性たちが表向の案件に関わる事を防止する目的があつたといえよう。奥方における表方（男性）と奥方（女性）を厳密に分けるジェンダー構造における法的整備は、女性による政治活動を「奥方（女性）の世界」に押し込める意味でも必要だったのである。ただし、それが実際に有効に作用したのかどうかは、別の検討が必要となろう。

## おわりに

本稿では、江戸城奥向奥方に関わる女性たちをめぐって、どのような法度が出されたのかを通時的に読み解き、近世武家社会の世襲政治構造においてなにがジェンダー構造を必要とさせたのかという問題を検討するための基礎的事項を整理してきた。男女の空間を分け、その出入を管理するための奥方法度は近世初期からあり、屋敷の主人の男女差による違いは基本的になかったが、寛文十年（一六七〇）になると表向に勤務する男性役人によって奥方に奉公する女中の行動を規制する法令として女中法度が登場する。さらに、女中たちにそれらの規律を守らせる誓詞を提出させることで、男性目線で定めた秩序の維持を図ろうとしたのである。

そこには明らかに奥向における女性の政治活動を封じ込めようとする表向男性の意思があり、それこそが寛文十年（一六七〇）に老中たちが女中法度を整備せねばならない直截的な要因だった。奥方を通じて御用や訴訟が將軍の聴聞に入れられ、それが將軍の意思として表向に示されるという政治構造が正当な意思決定のルートとみなされるようになれば、かつて家光が將軍との懇意の關係に基づいた取次による内証ルートを制限するために老中制を創出した意義が無意味化する。表向の御用に関しては、「大猷院様御条目」に立ち戻るようにと老中たちが主張したのも、内証ルートが幕藩制的意思決定の中心に位置づくような事態になれば、表向の老中制は形骸化し、ひいては幕藩制そのものを根幹から崩壊させかねない危機に陥る事態になるとらえたからではなからうか。

女性たちが將軍にもっとも近い存在であるという奥向奥方の特性は、第一義的には將軍の血統維持を担うという役割から備わったものであり、これに表向としては手出しをする事はできなかった。そこで、奥向奥方の女性たちの意向が將軍の意思として表向に影響を与えないようにする方策として、ジェンダー構造を厳格化する必要があった側面はもはや否定できないだろう。特に中央政治を担う江戸城本丸においては、もっとも厳格なジェンダー構造

を維持し、女性たちが表向の政治に関与することを避ける必要があったといえよう。近世武家社会の奥向がジェンダー構造を有していたのは、単に男性主人の血統維持のためだけではなかったのである。

## 註

- (1) 福田千鶴『武家社会の奥向構造』（吉川弘文館、二〇一八年）参照。なお、現段階における「大奥」研究の水準は、竹内誠・深井雅海・松尾恵美子編『徳川「大奥」事典』（東京堂出版、二〇一五年）、竹内誠・深井雅海・松尾恵美子・藤田英昭編『論集 大奥人物研究』（東京堂出版、二〇一九年）に示されている。
- (2) 一例をあげれば、畑尚子『徳川政権下の大奥と奥女中』（岩波書店、二〇〇九年）二六頁において、「本丸大奥の主は將軍の正室、御台所である」と説明する。一方、深井雅海『江戸城——本丸御殿と幕府政治』（中公新書、二〇〇八年）一九九頁では、將軍付の奥女中の待遇・構成等から「女性の生活空間である大奥においても、あくまで、將軍が中心人物である」としている。筆者は後者の立場をとる。
- (3) 「將軍諸職直轄制」は、藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』（校倉書房、一九九〇年）によって提唱された概念である。
- (4) 初期の留守居に関しては、松尾美恵子「江戸幕府職制の成立過程——初期留守居の補任者と職務内容の検討——」（見玉幸多先生古希記念会編『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年）がある。そこで指摘されたように、表向の職制においては「留守居が幕政上に及ぼす影響力が殆ど失われていった」といえるが、奥向においては番方に加え、政治的に重要な位置に置かれるようになる。今後は奥向の視点から留守居を再評価していく必要がある。

## 主要引用史料

『寛政重修諸家譜（新訂）』一～二二 統群書類従完成会 一九六四～一九六六年

江戸城本丸女中法度の基礎的研究

『教令類纂』 国立公文書館蔵

『憲教類典』 国立公文書館蔵

『諸事留』 国立公文書館蔵

『朝林前編・後編』 一〇九 「朝林」研究会共同研究報告書 一九九九〜二〇〇七年

『東武実録』 一・二 汲古書院 内閣文庫所蔵史籍叢刊 一九八一年

『徳川実紀』 一〇八 新訂増補国史大系 一九二九〜一九三三年

『徳川禁令考』 Ⅲ 創文社 一九五九年

『徳川諸家系譜』 一〜四 統群書類従完成会 一九七〇〜一九八四年

『略譜』 国立公文書館蔵

\* 国立公文書館蔵史料については、同館HPアーカイブズを利用させていただいた。お礼を申し上げます。